

○八千代市観光振興懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市における観光の振興に資するため、八千代市観光振興懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換するものとする。

- (1) 観光資源の発掘に関すること。
- (2) 本市の観光の基本的方針に関すること。
- (3) 本市の観光事業の実施及び検証に関すること。
- (4) その他本市の観光に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工業団体に所属する者 2人以内
- (2) 農業団体に所属する者 2人以内
- (3) 観光関係事業者 3人以内
- (4) 学識経験を有する者 2人以内
- (5) 市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、最初に開かれる懇談会は、市長が招集する。

3 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、観光推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月11日から施行する。